（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（略）	（削る）	（削る）

第七十五条第二項（第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百三条の二十二及び第二百十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第百七十条の三第二項（第百七十一条の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第二百六条の十一第二項（第二百六条の二十において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第五十六条第二項の規定による記録の保存	第九条第二項（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第八条第二項の規定による記録の保存	（略）	第五十四条第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第五十一条第二項（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）	（略）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）			